智頭町部落差別解消推進基本計画

平成３０年１１月３０日策定

１．智頭町部落差別解消推進基本計画の方針

（１）智頭町部落差別解消推進基本計画とは

　平成２８年１２月１６日に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「解消推進法」という。）に基づき、「一人ひとりの人権が尊重される明るい智頭町」をめざして、部落差別の解消を効果的に、確実に推進するために策定するものです。

（２）基本計画の策定意義

「解消推進法」は、「現在もなお部落差別が存在する」との認識を示し、その解消のために施策を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。
　第1条で目的について、第２条で基本理念を定め、第３条で国及び地方公共団体の責務、第４条で相談体制の充実、第５条で教育及び啓発について、それぞれ規定を設け、地方公共団体において、部落差別解消に向けて地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとなっています。

また、第６条では国は実態調査について実施すると明記されており、差別の実態を明らかにする必要性があります。
　智頭町としても、部落差別の解消を重要な人権課題の一つと捉え、これまで「智頭町基本的人権の擁護に関する条例」や「智頭町人権・同和教育推進計画」に基づき、取り組んできましたが、残念ながら今もなお、部落差別が厳存しています。

智頭町では、この法律の趣旨を踏まえ、部落差別の解消を推進するため、一人ひとりが、部落問題について正しく理解し、差別や偏見のない、人権が尊重された明るく豊かな地域社会を築いていくよう積極的に取り組んでいきたいと考えます。

２．基本計画の理念と目標

部落差別とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題です。
　残念ながら、今なお、こうした人々に対する差別発言や差別的な内容の文書の送付、インターネット上で差別を助長するような内容の書込みがなされるといった事象が発生しています。

部落差別は、人と人との関係を切り、被害者も加害者も不幸になる人権侵害です。智頭町では、部落差別解消は行政の責務であるとの認識の下、部落差別のない社会を実現するために、啓発の実施、人権同和教育の充実、相談体制の強化を図り、部落差別による社会的保障の侵害や精神的苦痛のない、町民誰もが幸せで豊かな社会を実現します。また、差別の実態に学び、就労・教育格差と生活文化の課題解消に努めます。

そして、智頭町民自らが差別解消の担い手だと自覚していくよう、部落差別のない地域社会を創造していく事を理念と目標とします。